

幹線道路網の早期整備と道路特定財源に関する意見書

我が国の国土の22%を占める広大な面積に180の市町村が点在し、都市間距離が全国と比べて長い本道は、広域分散型社会を形成しており、人の移動、物資の輸送のほとんどを自動車交通に依存しているため、道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設であります。

しかしながら、本道の道路整備は全国に比べ、大きく立ちおくれしており、冬期間における厳しい気象条件の克服、台風などの自然災害時に発生する交通障害、交通事故の多発などの解決するべき課題を抱えています。

特に、高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流、連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保などを図る上で、そして本道が自主自立を目指し、我が国における安定した食料供給基地、観光資源提供の場などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題の一つであります。

以上のことから、本道の限りない潜在力を発揮し我が国の発展に貢献するには、高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的、体系的整備がぜひとも必要であります。

このため、道路特定財源については一般財源化することなく、かつ現行の税率水準を維持し、必要な予算の確保が図られるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月15日

名 寄 市 議 会